

## 自治体情報システムの標準化・共通化への対応について

### 1 情報システム標準化について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、原則、令和 7 年度末までに基幹業務にかかるシステムを、国が定める標準仕様に適合したシステム（標準準拠システム）へ移行することが求められるとともに、当該システムをクラウド環境で利用するよう努めることとされている。

※自治体情報システムの標準化とは

これまで自治体ごとに個別に維持管理、改修等を行っていたシステムについて、自治体共通の標準仕様に基づくシステム（標準準拠システム）を利用することにより、システム改修等の負担を軽減し、自治体職員が住民サービスや企画立案業務に注力して行政サービスの向上を図るとともに、全国共通のデジタル基盤を構築して行政運営の効率化を図る

### 2 宇治市の移行状況

#### ○令和 6 年度

- ・生活保護業務の標準化対応済

#### ○令和 7 年度

- ・法人住民税・後期高齢者医療・介護保険を除く 16 業務の標準化対応を予定
- ・国の標準仕様の提示が遅れたこと等により、移行データ等の検証期間が十分確保できず安全な移行が困難であること等から、京都府自治体情報化推進協議会において調整し 13 業務の移行時期を令和 8 年度に延伸

令和 7 年度に移行する 3 業務	令和 8 年度に延伸する 13 業務 ※京都府自治体情報化推進協議会で 移行時期を調整中
戸籍、戸籍の附票、 障害者福祉	住民基本台帳、選挙人名簿管理、 固定資産税、個人住民税、軽自動車税、 就学、国民年金、国民健康保険、 健康管理、児童手当、児童扶養手当、 子ども・子育て支援、印鑑登録

○令和8年度

- ・13業務に加え、後期高齢者医療・介護保険業務の標準化対応予定

○令和9年度以降

- ・法人住民税業務の標準化対応予定

3 令和7年度末までに標準準拠システムへ移行できないことの影響

(1) 市民への影響

現行システムを継続して稼働させるため、市民への影響はありません。

(2) 国の示す移行期限

令和6年12月の基本方針改定において、事業者のリソース逼迫などの事情から、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムについて、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとされており、令和8年度、9年度に移行することについて問題はありません。